

ほっと

NPO法人 ほっと会報

〒590-0048

堺市堺区一条通19-13 上笠ビル2階

☎ 072-228-3011 FAX 072-228-3012

E-mail npo-hot@nifty.com

NO.76 発行:2025年(令和7年)11月11日



ほっとHP

家族後見から、法人後見(ほっと)に

……Aさんのお話

成年後見人について、家族後見を退任し、NPO法人ほっとへの選任手続きを行われたAさん(お母さん)のお話です。

「私は、(福)コスモスにずーとお世話になっていましたし、信頼していました。ほっとも仲村さんが担当しておられるし、頼りにしていました。何かあったらほっとに」と思っていました。

まず、親の私が後見人に

裁判所で、私は「後見人は、ほっとに思っています」と話したら、「後見人の選任は、裁判所が決めることです」とはっきりと言われました。強烈でした。そこで、ほっとの支

援を受けながら、まず、親の私が後見人になり、後見活動をしてきました。自分の健康状態の不安から後見人をほっとに託せないかと裁判所での手続きを進めることになりました。まず、後見人の退任申請を行い、それと同時にほっとへの選任手続きを行うことになりました。今まで、後見人として、出納帳の作成を行ってきたことからスムーズに手続きが進み無事にほっとでの後見人の選任が認められました。

出納帳は、必要です

最初に後見人の申請を行う時には、出納帳を家族のものと息子のものと分けて付けないといけないということ

で、頑張って付けました。おかげで、家計簿もつけられるようになりましたし、良い経験になりました。

私の場合は、病気が発覚したので、ほっとにお願いすることになりました。しかし、親の多くは、後見人の必要性は分かるけど「今ではない。そのうちに」と思っていると思う。80歳過ぎた人も、そう言うてます。今親と一緒に住んでいるの

に、他の人に頼む気持ちになかなかならない。他の人に頼むとなると、支払う報酬費用のことにも心配になります。

私は、今回の経験から、両親が揃っていない方や80歳を超えた方には、後見人の利用をすすめたと思います。

今は、ほっとに頼んで安心♪

後見人に通帳も渡すことになりました。これに抵抗を感じる親の気

持ちも分かるけど、子どものためには必要なことやし、私は後見人・ほっとを信頼しているから、安心していいし肩の荷が下りました。後見報酬は、当然やと思います。

あるお母さんに、少し恥ずかしかったけど私の家計簿を見せてあげたら、大変喜んでいました。お互いの内情はなかなか教えないが、実は、みんな知っていたんです。

ほっとHPを開設して約半年 毎月更新し、内容も充実♪

NPO法人ほっとが、5月23日にホームページ(以下、HP)を開設して約半年になります。

HPを見て、遠方からも問い合わせが

開設以来、毎月200～300件の訪問(閲覧)があります。遠方(静岡、埼玉など)からも問い合わせがあるなど、少しずつ広がってきています。皆様も、先ずHPをご覧ください、ご活用頂きますように。また、お気づきの点があれば、ご指摘を頂けたら有難く思います。

このHP開設は、昨年度のほっと定期総会で、会員から「親戚に成年後見の相談するにあたって、ほっとのHPがあれば説明しやすい。ぜひ検討してほしい」とのご意見を受け、開設したものです。

ほっとのHPは、自前で制作・更新

しかし、HP開設にあたっては、ほっとの財政上からは「お金をかけられない」ので、HPの制作・維持管理・更新の全てを、ほっと事務局スタッフの「自前」で実施しています。今では、「NPO法人ほっと」と検索して頂くと、トップで表示されます。もちろん、スマホをQRコードにかざしても、表示されます。

みなさんも一度検索を!



ほっとHP

しっかり準備して請求&更新手続きを！

大切な障害基礎年金の請求手続き等について

ほんと年金相談会

毎週金曜日開催しています。
(13時～15時)

- ・会員の方：3,000円
 - ・会員以外：5,000円
- なお、事前に電話予約をお願いします。

障がい者本人が暮らしていく上で大切な障害基礎年金について、今回ポイントをまとめました。なお、詳細はホームページに掲載しますので、ご活用頂けたらありがたいと思います。

ここでは、その概略を以下に記します。

請求にあたって

医師の「診断書」は、重要ですよ

ご本人が20歳を迎えると、障がいの程度によって、障害基礎年金（1級、2級）を受給することができ、その際に、一番重要な提出書類は、医師の「診断書」です。障害

基礎年金を受給するには、まず障害認定を得ることが必要です。その認定を得るための最も重要な提出書類が、医師による「診断書」（20歳の誕生日の前日の前後3ヶ月以内）です。その「診断書」の内容次第で、障害認定（1級、2級、不該当）が決まります。「診断書」を書いて貰える医師を、事前に調べる必要があります。医師には、本人の日常生活がどのような困難や支障があるかを具体的に伝えた上で、「診断書」を書いて貰うことが大切です。

「病歴・就労状況等申立書」も重要ですよ

次に重要な提出書類は、「病歴・就労状況等申立書」（ご本人又はご家族が記入）です。この書類は、ご本人が

生まれてから、現在に至るまでの通院歴や生活状況を出生時から就学前、小学生、中学生、高校生、その後の就労状況など現在に至るまでと区切って記入する必要があります。以上、2つの重要な書類等を揃えて障害基礎年金の請求をします。

「年金証書・年金決定通知書」の記載内容の確認を！

請求後は、おおむね50日程度で「年金証書・年金決定通知書」が、日本年金機構から送付されてきます。

送付されてくる「年金証書・年金決定通知書」の見方で大事なことは、障害基礎年金が1級なのか、2級なのか。そして、次回診断書提出年月が記載されているか、記載されていないかを確認することです。次回診断書提出年月の欄が※で消印されている場合は、「永久認定」で、生涯にわたつ

て年金の等級が変わらず、定期的に診断書を提出する必要もありません。

次回診断書提出年月が記載されている場合は、「有期認定」（1年～5年）で、更新時の誕生日3ヶ月前に送付されてくる「障害状況確認書」（診断書）の更新手続きが必要です。

更新時の「障害状況確認書」も重要ですよ

更新時、日本年金機構から送付されてきた「障害状況確認書」（診断書）の手続きも大事です。特に、「診断書」が重要です。医師に「家族がいない状況」「本人一人で生活した場合の状況」を正確に伝えた上で、「診断書」を書いて貰うことが重要です。

障害基礎年金の「額改定請求」について

更新時でなくても、「額改定請求」は可能

さをり織作品展のご案内

9月号で予告していました「さをり織作品展」の日程が下記の通り決まりましたので、ご案内します。

◆日時：2025年12月6日（土）、7日（日）
12時～18時

◆場所：南区宮山台近隣センター内ギャラリー
～その場で直接購入も可能です♪～

ほんとと新春お楽しみ企画
別紙を参照下さい

です。何かの原因で障がいの程度が重くなった場合は、「有期認定」の方の更新時でなくとも、「額改定請求」ができます。その際に添付する「診断書」が重要です。「永久認定」の方も、障がいの程度が重くなった場合は、「額改定請求」を提出することが出来ます。その結果、2級から1級に変更となり、障害基礎年金の支給額が上がる可能性があります。なお、個々具体には、ほととの「年金相談会」をご活用下さい。